

2011年6月24日
みずほコーポレート銀行(中国)有限公司
中国アドバイザー一部

—中国人民銀行公告関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス
(第175号)

中国人民銀行、 人民元建てクロスボーダー決済に関する規定を公布 ～人民元建て直接投資に係る手続を明確化～

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

中国人民銀行は2011年6月3日付で、『クロスボーダー人民元業務に関する問題の明確化についての通達』(銀発[2011]145号、以下、『145号通達』という)を公布しました。『145号通達』は中国政府が2009年7月から試験的に実施している人民元建てクロスボーダー決済について、関連する手続の明確化を図ったものです。『145号通達』では、人民元を利用した出資・増資など、現在は特殊案件として個別認可が必要とされている人民元建て外商直接投資に関する手続フローについて具体的に規定。一方、国内決済銀行と国外参加銀行との間の人民元売買業務につき、原則として決済期日が3ヵ月以内の貿易支払に係る取引に限定したほか、中国国内企業と直接的な関係のない人民元売買取引を禁止するなど、海外での人民元流通に対する規制強化策も打ち出しているため、留意が必要です。『145号通達』のポイントについては、以下をご参照ください。

□ 国外機関の非居住者人民元口座資金の使用範囲を明確化

中国人民銀行は昨年8月、『国外機関の人民元銀行決済口座管理弁法』(銀発[2010]249号、以下、『249号弁法』という)を公布し、中国全土共通の人民元非居住者口座に係る規定を公布しました。『249号弁法』第4条では、国外機関の人民元非居住者口座の使用範囲については、「国外機関が法に基づき人民元資金の受取・支払手続を行う場合、銀行に銀行決済口座の開設を申請し、法に基づき実施する各種クロスボーダー人民元業務に使用することができる」としていました。この非居住者人民元口座資金の使用範囲につき、『145号通達』第1条では、人民元建てクロスボーダー投融資などの資本項目においても中国人民銀行の同意を得た上で、非居住者人民元口座の資金が使用可能である旨、明確化を図っています。

『クロスボーダー人民元業務に関する問題の明確化についての通達』(銀発[2011]145号)

1. 銀行は関連規定に基づき、国内代理銀行、香港・マカオ人民元業務クリアリング銀行もしくは国外機関が国内に開設した人民元銀行決済口座を通して、クロスボーダー貿易、その他の経常項目、国外直接投資、国外貸付業務および中国人民銀行の同意を得たその他の人民元建てクロスボーダー投融資に係る決済業務を行うことができる。

□ 国内企業による輸入代金支払後の国外での外貨転に係る規制

『145号通達』第4条では、国内企業が人民元建てで輸入決済を行った後、国外(香港を含む)で直接、外貨購入を行った後、国外企業に支払うことに規制を設けています。ただし具体的にどういったオペレーションが規制の対象となるのか、明確に規定されていないため、今後、関連当局の説明を待つ必要があります。

『クロスボーダー人民元業務に関する問題の明確化についての通達』(銀発[2011]145号)

4. 国内企業の輸入対外支払に係る人民元は、国外(香港を含む)で直接、外貨購入を行い国外輸出業者に支払ってはならない。国内決済銀行はこの種の人民元建て決済サービスを提供してはならない。

□ 人民元建て対外債務の取扱について明確化

人民元建て対外債務に関して、中国人民銀行などが2009年7月に公布した『クロスボーダー貿易人民元決済試行管理弁法』や『クロスボーダー貿易人民元決済試行管理弁法実施細則』では、具体的にどういった項目が対外債務に該当するのか明確に規定していませんでした。この点につき『145号通達』では、「クロスボーダー貿易に関わる居住者の非居住者に対する人民元負債」には、「人民元建てクロスボーダー決済と関連するユーザンス信用状、海外での代理支払、協議支払、前受・延払」などが含まれるとし、それに該当する人民元建て対外債務は「人民元クロスボーダー受取・支払情報管理システムで登記手続を行い、現行の対外債務管理には組み入れない」と規定し、その取扱の明確化を図っています。

『クロスボーダー貿易人民元決済試行管理弁法』

- 第21条 クロスボーダー貿易に関わる居住者の非居住者に対する人民元負債は、暫時、対外債務統計モニタリングの関連規定に基づき、登記手続を行う。

『クロスボーダー貿易人民元決済試行管理弁法実施細則』

- 第22条 クロスボーダー貿易に関わる居住者の非居住者に対する人民元負債は、暫時、対外債務統計モニタリングの関連規定に基づき、国内決済銀行、国内代理銀行および試行企業が既存のシステムにログインし登記手続を行うが、現行の対外債務管理には組み入れない。

『クロスボーダー人民元業務に関する問題の明確化についての通達』(銀発[2011]145号)

5. 『クロスボーダー貿易人民元決済試行管理弁法』第21条に定める人民元建てクロスボーダー貿易決済に係る居住者の非居住者に対する人民元負債には、人民元建てクロスボーダー決済と関連するユーザンス信用状、海外での代理支払、協議支払、前受・延払等が含まれる。上述の人民元対外負債は人民元クロスボーダー受取・支払情報管理システムで登記手続を行い、現行の対外債務管理には組み入れない。

ただし人民元建ての親子ローンやオフショアローンといった対外債務については、国家外貨管理局が今年4月に公布した『クロスボーダー人民元建て資本項目業務オペレーションの規範化に関する問題についての通達』(匯綜発[2011]38号、以下、『38号通達』という)において、「国内機関(金融機関を含む)が人民元建て対

外債務を借り入れる場合、原則として現行の対外債務管理規定に基づきオペレーションを取り扱うと規定しており、外貨管理規定に基づいた手続も行う必要があるなど、対外債務の項目により取扱が異なるため、留意が必要です。

『クロスボーダー人民元建て資本項目業務オペレーションの規範化に関する問題についての通達』(匯綜発[2011]38号)

4. クロスボーダー人民元建て対外(偶発)債務に係る業務オペレーション

(1) 人民元建て対外債務

国内機関(金融機関を含む)が人民元建て対外債務を借り入れる場合、原則として現行の対外債務管理規定に基づきオペレーションを取り扱う。

□ 中継貿易に係る人民元建て決済

中継貿易における人民元建て決済については、これまで広東省や青島市など、地域レベルの通達で人民元の使用を認める規定がありましたが¹、『145号通達』第8条では、全国レベルの規定で初めて中継貿易において、人民元を使用した決済が可能である旨、明確にしています。

『クロスボーダー人民元業務に関する問題の明確化についての通達』(銀発[2011]145号)

8. 中継貿易は人民元を使用して決済を行うことができ、国内決済銀行は関連する人民元建て決済業務を取り扱う場合、貿易の真実性に係る審査義務を履行しなければならない。

□ 外貨建て通関・人民元建て決済に係る手続

従来、外貨建て通関・人民元建て決済について、地方レベルでは広東省や深セン市などで関連するオペレーション規定が公布されていましたが²、全国レベルの規定では税関総署が2009年に公布した『クロスボーダー人民元決済試行に関する問題についての通達』(監管函[2009]255号)における言及にとどまっていた。この点につき『145号通達』第10条では、外貨建て通関・人民元建て決済が可能である旨、規定しています。

『クロスボーダー人民元決済試行に関する問題についての通達』(監管函[2009]255号)

4. 人民元建てクロスボーダー決済において通関時の通貨種類と決済時の通貨種類が異なる状況が発生した場合、中国人民銀行、外貨管理局は協力して解決し、企業による遅滞ない代金受取・支払を確保する。

『クロスボーダー人民元業務に関する問題の明確化についての通達』(銀発[2011]145号)

10. 外貨建てで通関手続を行い、人民元建てで決済を行う場合、銀行は人民元建てクロスボーダー貿易決済試行の関連規定に基づき取り扱わなければならない。企業は通関申告書番号、通関金額等の情報を銀行に提供し、銀行は人民元クロスボーダー受取・支払情報管理システムに関連する情報を報告・送付しなければならない。

¹ 『広東省の中継貿易に係る人民元建てクロスボーダー決済管理暫定弁法』、『青島市の中継貿易に係る人民元建てクロスボーダー決済管理暫定弁法』など。なお広東省および青島市の規定では、中継貿易において人民元建て決済を実施する場合、人民元と外貨を混用した決済を認めず、また中継貿易に係る受取・支払を同一銀行で行うように求めている。

² 広東省:『クロスボーダー人民元決済業務における輸出入通関と決済との通過種類不一致に係る処理弁法』(2011年003号)、『クロスボーダー人民元決済業務における輸出入通関と決済との通過種類不一致の問題に係る処理オペレーションガイドライン』(粵匯綜字[2011]24号)、深セン:『深センにおけるクロスボーダー人民元決済試行業務に関する事項についての通達』(深人銀弁発[2009]153号)、山東省:『山東省クロスボーダー人民元決済試行に係る知識問答』。

□ 人民元売買業務に対する規制強化

『145号通達』第11条では、国外参加銀行が中国の国内代理銀行もしくは香港・マカオのクリアリング銀行から調達する人民元(CNY)につき、その人民元売買取引を貨物貿易に係る人民元建てクロスボーダー決済の需要に限定すると規定。この規定により貨物貿易以外を目的とするCNYの売買取引は不可能となり、今後、その他の経常項目や資本項目に係る人民元売買について、国外参加銀行は手持ちの人民元、または香港などのオフショア・マーケットにおける人民元の調達(CNH)といった方法により、人民元建てクロスボーダー決済を行う必要があります。

さらに第12条では、国内代理銀行と国外参加銀行の人民元代理決済に係る協議に以下の4項目の内容を盛り込むように要求し、人民元売買取引に係る真実性の確認、モニタリングの強化を図っています。

- ✓ 国外参加銀行は中国本土企業を代金受取／支払側とする貿易項目についてのみ、人民元売買業務の取扱が可能。中国本土企業と直接的な貿易取引に係る支払が存在しない人民元売買業務は取扱不可。
- ✓ 国外参加銀行は3カ月以内に真実性のある貿易支払の需要を有する企業顧客のためにのみ人民元売買業務が取扱可能。
- ✓ 企業顧客は国外参加銀行で人民元売買業務を行った後、必ず同一銀行で当該売買に係る貿易支払を行うこと。
- ✓ 国外参加銀行は顧客による人民元売買後の資金流を追跡し、新規顧客および金額の大きい取引に対してはより詳細な審査を実施し、かつ異常取引に対して注意しモニタリングを実施すること。

この規制強化により、国外の企業が人民元建てクロスボーダー決済のために、中国の国内決済銀行もしくは香港・マカオのクリアリング銀行から人民元(CNY)を調達する場合、その取引は原則として決済期日が3カ月以内の貿易支払であり、かつ中国本土企業を直接的な取引相手とする貿易決済項目に限定されることとなります。

□ 人民元建て外商直接投資に係る手続を明確化

人民元建て外商直接投資については、今年2月、商務部が『外商投資管理業務に係る問題についての通達』(商資函[2011]72号)を公布し、外国投資家がクロスボーダーで中国投資を行う場合に人民元建てで実施する際には商務部の認可が必要である旨、明確化を図っていました³。

『外商投資管理業務に係る問題についての通達』(商資函[2011]72号)

5. 国外投資家の人民元建て投資に係る問題

ブルーデンスに基づく監督管理を行うため、中国人民銀行および国家外貨管理局と協議の上、国外投資家がクロスボーダー貿易決済で取得した人民元および国外で合法的に取得した人民元による中国での投資(企業の新規設立、既存企業への増資、国内企業の合併・買収および貸付金の提供等を含む)を申請する場合、省級商務主管部門はまず商務部(外資司)に書面で報告し、商務部(外資司)の回答・同意を得た後、関連手続を行うことができ、かつ認可証書には出資に係る通貨形式および金額を明確にしなければならない。

³ 商資函[2011]72号の詳細につきましては、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第151号をご参照ください。以下のURLよりダウンロード可能となっております⇒ http://www.mizuhocbk.com/china/jp/fin_info/pdf/BusinessExpressNo151.pdf

また、国家外貨管理局が今年4月に公布した『38号通達』では、外国投資家が人民元建てでクロスボーダー出資を行う場合も、外貨建てと同様、外貨管理局での照会確認手続が必要であることなど、規定していました⁴。

『145号通達』第14条では法整備が次第に進んでいる人民元建て外商直接投資につき、中国人民銀行での手続フローについて具体的に定めています。

まず、人民元建て外商直接投資は現在、試験的な段階にあり、個別案件ごとに審査・承認を実施している旨、明確化。また、ホットマネーと呼ばれる投機資金が人民元として流入することを防止するため、『外商投資産業指導目録』の制限類・禁止類、および不動産業などのマクロコントロールの対象となっているプロジェクトは暫時、受理しないと及しています。

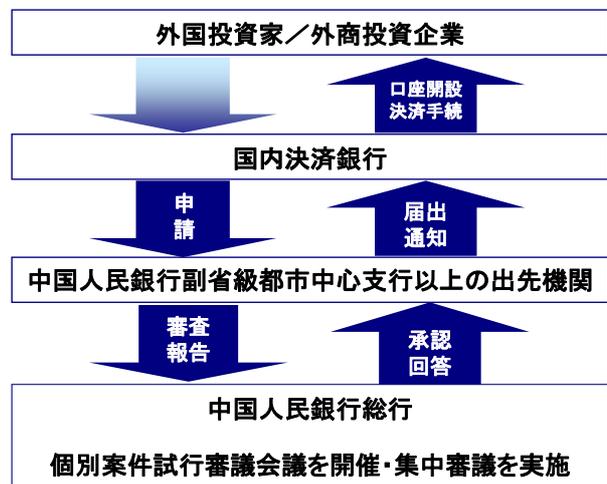
『145号通達』の対象となる人民元建て外商直接投資については、主に図表1の業務が含まれるとし、外国投資家もしくは外商投資企業が人民元建てのクロスボーダー投資を実施する場合には、国内決済銀行を通して申請を行い、中国人民銀行は図表2の手順に従って審査・承認を行う旨、規定しています。

【図表1】『145号通達』の対象となる人民元建て外商直接投資項目

- | | |
|-------------------------|--------------|
| ✓ 新規設立企業への出資 | ✓ 既存企業への増資 |
| ✓ 国内企業の合併・買収(迂回投資は含まない) | ✓ 株主による貸付 など |
| ✓ 持分譲渡 | |

ただし、人民元建て外商直接投資は個別認可扱いであるため、実際に人民元建てで出資を実施した事例はまだ少数であると言われており、実務が未成熟であるため、関連部門での手続は不明確な点が残されています。また、地域によって関連当局での申請手続が異なるケースもあるため、実際に手続を行う場合には、事前に、関連当局や銀行に確認する必要があります。

【図表2】人民元建て外商直接投資手続フロー



中国金融当局は人民元の国際化に向けた人民元建てクロスボーダー決済の推進を図るため、資本項目における人民元建て決済の規制緩和を段階的に実施。今年1月には中国人民銀行が『国外直接投資人民元決済試行管理弁法』(中国人民銀行公告[2011]第1号)を公布。クロスボーダー貿易人民元決済が認められている地域において、人民元を利用した国外直接投資が可能であることを明確に規定しました。

⁴ 『38号通達』の詳細につきましては、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第165号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードが可能となっております⇒ http://www.mizuhocbk.com/china/jp/fin_info/pdf/BusinessExpressNo.165.pdf

一方、ホットマネーの流入につながる海外から中国への投資に関しては慎重な姿勢を崩しておらず、『145号通達』においても人民元建て外商直接投資に対しては個別に審査・承認を実施し、かつ認可対象は『外商投資産業指導目録』の奨励類・許可類に限定しており、国内金融市場の安定を図ろうとする金融当局の姿勢が見て取れます。

ただし中国人民銀行は人民元建て外商直接投資に係る管理弁法を年内にも公布すると説明。さらに中国国内の試行地域を現在の20省(自治区・直轄市)から全国に拡大し、現在なお試行企業管理制度が実施されている輸出貨物貿易についても、その規制を緩和する予定であると発言しています⁵。

今年からスタートした第12次5か年計画においても、人民元建てクロスボーダー決済の推進を掲げており、今後もしうした政府方針に基づき、順次、緩和政策が実施されるのではないかと予想されるため、引き続き関連当局の政策動向に留意する必要があります。

『145号通達』の詳細につきましては以下にございます日本語訳(仮訳)、および11ページ以降にございます中国語原文をご参照ください。なお、関連手続に関しましては、当局の見解をさらに確認していく必要があります。今後、追加の関連情報入手次第、随時ご案内させていただきます。

中国人民銀行

銀発[2011]145号

『クロスボーダー人民元業務に関する問題の明確化についての通達』

中国人民銀行上海総部、天津・瀋陽・南京・済南・武漢・広州・成都分行、中国人民銀行総行営業管理部・重慶営業管理部、フフホト・長春・ハルピン・杭州・福州・南寧・海口・昆明・ラサ・ウルムチ中心支行、大連市・青島市・寧波市・アモイ市・深セン市中心支行、国家開発銀行・各政策性銀行・国有商業銀行・株式制商業銀行、中国邮政貯蓄銀行：

2009年7月に人民元建てクロスボーダー貿易決済の試行業務を開始して以来、クロスボーダー人民元業務の進展は順調である。2010年6月、人民元建てクロスボーダー貿易決済の試行範囲を20省(自治区、直轄市)に拡大した。2011年1月には、国外直接投資に係る人民元建て決済の試行を開始した。銀行業金融機関(以下、「銀行」という)および企業による業務展開のさらなる利便化を図り、業務オペレーションフローを統一・規範化し、人民元建てクロスボーダー決済試行業務のより一層の展開を効果的に推進するため、『クロスボーダー貿易人民元決済試行管理弁法』(中国人民銀行、財政部、商務部、税関総署、国家税務総局、中国銀行業監督管理委員会公告[2009]第10号)、『国外直接投資人民元決済試行管理弁法』(中国人民銀行公告[2011]第1号)に基づき、ここにクロスボーダー人民元業務に係る手続につき、以下のように通知する。

⁵ 弊行主催の人民元建てクロスボーダー決済に係るセミナーでの発言。

1. 銀行は関連規定に基づき、国内代理銀行、香港・マカオ人民元業務クリアリング銀行もしくは国外機関が国内に開設した人民元銀行決済口座を通して、クロスボーダー貿易、その他の経常項目、国外直接投資、国外貸付業務および中国人民銀行の同意を得たその他の人民元建てクロスボーダー投融資に係る決済業務を行うことができる。

国内代理銀行が国外参加銀行および国内のその他の銀行を代理する場合、国内決済銀行と香港・マカオ人民元人民元業務クリアリング銀行との間には、大口支払システムを通してクロスボーダー資金の振替手続を行わなければならない。経常項目に係る人民元資金の振替手続を行う場合、暫時、大口支払システム決済支払メッセージ(CMT100)の「60－輸出貿易決済」および「62－輸入貿易決済」を使用する。資本項目に係る人民元資金の振替手続を行う場合、暫時、大口支払システム決済支払メッセージ(CMT100)の「70－本土機関による国外での債券発行に係る決済」および「71－本土機関による国外での債券発行に係る支払」を使用する。第2代支払システムが稼動した後には、再度、新たな業務種類に基づき分類処理を行う。

2. 法に基づき各種クロスボーダー人民元業務を展開する銀行は、まず『人民元クロスボーダー受取・支払情報管理システム管理暫定弁法』(銀発[2010]79号)に基づき人民元クロスボーダー受取・支払情報管理システムに接続し、かつ遅滞なく、正確かつ完全に人民元クロスボーダー受取・支払情報管理システムに、すべての人民元資金のクロスボーダー受取・支払情報および関連業務情報を報告・送付しなければならない。銀行が人民元クロスボーダー受取・支払情報管理システムに接続せずにクロスボーダー人民元業務を実施した場合、もしくは規定に基づいた情報の報告・送付を行わなかった場合、中国人民銀行は通告・処分の措置をとることができる。状況が深刻な場合、当該銀行によるクロスボーダー人民元業務の継続を停止することができる。
3. 本通達が公布されてから3ヵ月以内に、銀行が隣接国の中央銀行と中国人民銀行とが締結した二国間の自国通貨建て決済協定に基づき国外銀行のために開設した人民元口座は、『クロスボーダー貿易人民元決済試行管理弁法』に基づき人民元インターバンク・コルレス口座に変更しなければならない。人民元インターバンク・コルレス口座に変更する前に、上述の口座において国内決済銀行との間に発生する人民元資金の入出金は、人民元建てクロスボーダー決済業務に属するため、国内代理銀行の情報報告・送付規則に基づき人民元クロスボーダー受取・支払情報管理システムに関連する情報を報告・送付しなければならない。上述の口座が規定の期間内に人民元インターバンク・コルレス口座に変更されなかった場合、再度、人民元建てクロスボーダー決済業務に使用してはならない。
4. 国内企業の輸入対外支払に係る人民元は、国外(香港を含む)で直接、外貨購入を行い国外輸出業者に支払ってはならない。国内決済銀行はこの種の人民元建て決済サービスを提供してはならない。

5. 『クロスボーダー貿易人民元決済試行管理弁法』第21条に定める人民元建てクロスボーダー貿易決済に係る居住者の非居住者に対する人民元負債には、人民元建てクロスボーダー決済と関連するユーザンス信用状、海外での代理支払、協議支払、前受・延払等が含まれる。上述の人民元対外負債は人民元クロスボーダー受取・支払情報管理システムで登記手続を行い、現行の対外債務管理には組み入れない。
6. 銀行は『中華人民共和国物権法』、『中華人民共和国担保法』等の関連する法律の規定に基づき、顧客のために国外工事請負、国外プロジェクト建設およびクロスボーダー融資等に係る人民元建て保証状を発行することができる。銀行の人民元建て保証状業務は現行の対外債務管理に組み入れない。ただし人民元クロスボーダー受取・支払情報管理システムに保証状および履行に係る情報を報告・送付しなければならない。
7. 国外機関の人民元銀行決済口座残高は現行の対外債務管理に組み入れない。
8. 中継貿易は人民元を使用して決済を行うことができ、国内決済銀行は関連する人民元建て決済業務を取り扱う場合、貿易の真実性に係る審査義務を履行しなければならない。
9. 企業が人民元代金の受取・支払後に払戻(賠償)金が発生した場合、銀行は関連する証明資料を審査した後、企業のために対外受取・支払を取り扱うことができる。ただし払戻(賠償)金額は原則として元の受取／支払金額を超えてはならない。
10. 外貨建てで通関手続を行い、人民元建てで決済を行う場合、銀行は人民元建てクロスボーダー貿易決済試行の関連規定に基づき取り扱わなければならない。企業は通関申告書番号、通関金額等の情報を銀行に提供し、銀行は人民元クロスボーダー受取・支払情報管理システムに関連する情報を報告・送付しなければならない。
11. 銀行による人民元買取・売渡業務の取扱は貨物貿易に係る人民元建てクロスボーダー決済の需要に限定され、国内代理銀行は国外参加銀行に対し、顧客による人民元買取・売渡の需要に係る真実性の審査を強化するように要求しなければならない。
12. 国内代理銀行が国外参加銀行と締結する人民元代理決済協議では、少なくとも国外参加銀行に係る以下の義務を明確にしなければならない:①国外参加銀行は本土企業を代金受取／支払側とする貿易項目についてのみ、人民元買取・売渡業務を取り扱うことができ、本土企業と直接的な貿易取引に係る支払が存在しない人民元買取・売渡業務は取り扱うことはできない。②国外参加銀行は3ヵ月以内に真実性のある貿易支払の需要を有する企業顧客のためにのみ人民元買取・売渡業務を取り扱うことができる。③企業顧客が国外参加銀行で人

民元買取・売渡業務を行った後、必ず同一銀行で買取・売渡に関連する貿易支払を行わなければならない。④
国外参加銀行は顧客による民元買取・売渡後の資金流を追跡し、新規顧客および金額の大きい取引に対してはより詳細な審査を実施し、かつ異常取引に対して注意しモニタリングを実施しなければならない。

13. 銀行は法人を単位として月ごとに民元クロスボーダー受取・支払情報管理システムに対して、国外個人が国内に開設した民元建て預金口座の合計残高、および省(自治区、直轄市)ごとの情報を報告・送付し、報告・送付の際には普通預金、定期預金、定期金利普通預金、通知預金、協議預金、協定預金、保証金預金、仕組み預金等の8類の科目に分けなければならない。
14. 外商直接投資に係る民元建て決済業務は現在、個別案件の試行段階にある。関連する業務の安定かつ秩序ある展開を確保し、ホットマネーの流入を防止するため、現在、民元建て外商直接投資業務の試行では、国の制限類および重点マクロコントロール類のプロジェクトを暫時、受理しない。試行期間において、外国投資家による合法的に取得した民元での中国投資を規範化するため、企業の新規設立における出資、国内企業の合併・買収(迂回合併・買収は含まない)、持分譲渡および既存企業への増資、株主による貸付の提供での使用につき、非金融類外商投資民元建て決済業務は以下の業務プロセスに基づき実施する。
 - (1) 外国投資家もしくは国内外商投資企業の国内決済銀行は所在地の中国人民銀行副省級都市中心支行以上の出先機関に対して個別案件の試行に係る申請書および商務主管部門の承認文書もしくは承認証書を提出しなければならない。
 - (2) 中国人民銀行副省級都市中心支行以上の出先機関は国内決済銀行の業務申請を受理した後、審査の上、同意する場合、中国人民銀行総行に報告する。
 - (3) 中国人民銀行総行は民元建てクロスボーダー投融資業務に係る個別案件試行審議会議を招集・開催し、個別案件の試行プロジェクトに対して集中審議を実施する。
 - (4) 同意する個別案件の申請に対して、中国人民銀行総行は中国人民銀行副省級都市中心支行以上の出先機関に承認・回答を行い、その後、中国人民銀行副省級都市中心支行以上の出先機関は国内決済銀行に対して民元建てクロスボーダー投融資業務に係る届出通知書を交付する。
 - (5) 国内決済銀行は届出通知書に基づき、外国投資家もしくは国内外商投資企業のために民元銀行決済口座を開設し、かつ関連する民元資金のクロスボーダー決済業務を取り扱う。
 - (6) 国内決済銀行は必ず厳格に中国人民銀行総行による承認・回答に基づき、民元資金の国内における使用を監督かつ記録し、承認を受けた経営範囲内での使用を確保しなければならない。

中国人民銀行上海総部、天津・瀋陽・南京・済南・武漢・広州・成都分行、総行営業管理部・重慶営業管理部、フフホト・長春・ハルビン・杭州・福州・南寧・海口・昆明・ラサ・ウルムチ中心支行、大連市・青島市・寧波市・アモイ市・深セン市中心支行は本通達を管轄区内の中国人民銀行各出先機関、都市商業銀行、外資銀行およびその他のクロスボーダー人民元業務を実施している銀行に転送しなければならない。

2011年6月3日

【 解説・日本語仮訳 : みずほコーポレート銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー一部 佐藤直昭 】

中国人民银行
银发[2011]145号
《关于明确跨境人民币业务相关问题的通知》

中国人民银行上海总部，天津、沈阳、南京、济南、武汉、广州、成都分行，总行营业管理部，重庆营业管理部，呼和浩特、长春、哈尔滨、杭州、福州、南宁、海口、昆明、拉萨、乌鲁木齐中心支行，大连市、青岛市、宁波市、厦门市、深圳市中心支行，国家开发银行、各政策性银行、国有商业银行、股份制商业银行，中国邮政储蓄银行：

2009年7月跨境贸易人民币结算试点工作启动以来，跨境人民币业务进展顺利。2010年6月，跨境贸易人民币结算试点范围扩大到二十个省（区、市）。2011年1月，境外直接投资人民币结算试点启动。为进一步便利银行业金融机构（以下简称银行）和企业开展业务，统一规范业务操作流程，有效推动跨境人民币结算试点工作的深入开展，根据《跨境贸易人民币结算试点管理办法》（中国人民银行 财政部 商务部 海关总署 国家税务总局 中国银行业监督管理委员会公告[2009]第10号发布）、《境外直接投资人民币结算试点管理办法》（中国人民银行公告[2011]第1号发布），现就跨境人民币业务办理有关事项通知如下：

- 一、 银行可按照有关规定，通过境内代理银行、港澳人民币业务清算行或境外机构在境内开立的人民币银行结算账户办理跨境贸易、其他经常项目、境外直接投资、境外贷款业务和经中国人民银行同意的其他跨境投融资人民币结算业务。

境内代理银行代理境外参加银行与境内其他银行，境内结算银行与港澳人民币业务清算行之间需通过大额支付系统办理跨境资金划转。在办理经常项下人民币资金划转时，暂使用大额支付系统汇兑支付报文（CMT100）中的“60-出口贸易结算”和“62-进口贸易结算”。在办理资本项下人民币资金划转时，暂使用大额支付系统汇兑支付报文（CMT100）中的“70-内地机构境外发行债券结算”和“71-内地机构境外发行债券兑付”。待第二代支付系统上线运行后，再按新的业务种类予以分类处理。

- 二、 依法开展各类跨境人民币业务的银行应当首先按照《人民币跨境收付信息管理系统管理暂行办法》（银发[2010]79号文印发）接入人民币跨境收付信息管理系统，并应当及时、准确、完整地向人民币跨境收付信息管理系统报送所有人民币资金跨境收付信息及有关业务信息。银行未接入人民币跨境收付信息管理系统即开展跨境人民币业务或者未按照规定报送信息的，中国人民银行可通报批评；情节严重的，可停止其继续办理跨境人民币业务。

- 三. 本通知下发之日起三个月内，银行根据毗邻国家中央银行与中国人民银行签订的双边本币结算协定为境外银行开立的人民币账户，应当按照《跨境贸易人民币结算试点管理办法》转为人民币同业往来账户。在未转为人民币同业往来账户前，上述账户与境内结算银行进行的人民币资金往来，属于跨境人民币结算业务，应当参照境内代理银行的信息报送规则向人民币跨境收付信息管理系统报送有关信息。上述账户在规定期限内未转为人民币同业往来账户的，不得再用于办理跨境人民币结算业务。
- 四. 境内企业进口支付的人民币不得在境外（含香港）直接购汇后支付给境外出口商。境内结算银行不得提供此种人民币结算服务。
- 五. 《跨境贸易人民币结算试点管理办法》第二十一条所规定的跨境贸易人民币结算项下涉及的居民对非居民的人民币负债，包括与跨境贸易人民币结算相关的远期信用证、海外代付、协议付款、预收延付等。上述人民币对外负债在人民币跨境收付信息管理系统中办理登记，不纳入现行外债管理。
- 六. 银行可以按照《中华人民共和国物权法》、《中华人民共和国担保法》等法律规定，为客户出具境外工程承包、境外项目建设和跨境融资等人民币保函。银行的人民币保函业务不纳入现行外债管理，但应当向人民币跨境收付信息管理系统报送保函及履约信息。
- 七. 境外机构人民币银行结算账户余额不纳入现行外债管理。
- 八. 转口贸易可以使用人民币进行结算，境内结算银行在办理相关人民币结算业务时要履行贸易真实性审核义务。
- 九. 企业在实际发生人民币款项收付后退（赔）款的，银行可以在审核相关材料后为企业办理对外收付，但退（赔）款金额一般不得超过原收/付款金额。
- 十. 外币报关人民币结算，银行应当按照跨境贸易人民币结算试点的有关规定办理，企业应当向银行提供报关单号、报关金额等信息，由银行向人民币跨境收付信息管理系统报送有关信息。
- 十一. 银行开展人民币购售业务限于货物贸易项下的跨境人民币结算需求，境内代理银行应当要求境外参加银行加强对客户购售需求的真实性审核。
- 十二. 境内代理银行与境外参加银行签订的人民币代理结算协议中应当至少明确境外参加银行的以下义务：
一是境外参加银行只可为内地企业作为收款/付款方的贸易项目办理人民币购售业务，不能办理与内地

企业无直接贸易往来支付的人民币购售业务；二是境外参加银行只可为在三个月内具有真实贸易支付需要的企业客户办理人民币购售业务；三是企业客户在境外参加银行办理人民币购售后，必须在同一家银行完成购售相关的贸易支付；四是境外参加银行应当追踪客户购售人民币后的资金流向，对新客户及金额较大的交易作更详细的审核，并应当注意监测异常交易。

十三. 银行应当以法人为单位按月向人民币跨境收付信息管理系统报送境外个人在境内开立的人民币存款账户汇总余额，及分省（区、市）信息，报送时需分为活期存款、定期存款、定活两便存款、通知存款、协议存款、协定存款、保证金存款、结构性存款等 8 类科目。

十四. 外商直接投资人民币结算业务目前处于个案试点阶段。为确保相关业务稳妥有序开展，防范热钱流入，目前，人民币外商直接投资业务试点对国家限制类和重点调控类项目暂不受理。为在试点期间规范外国投资者以合法获得的人民币来华投资，包括用于新设立企业出资、并购境内企业（不含返程并购）、股权转让以及对现有企业进行增资、提供股东贷款，非金融类外商直接投资人民币结算业务按照以下工作流程开展：

- （一） 外国投资者或境内外商投资企业的境内结算银行应当向当地中国人民银行副省级城市中心支行以上分支机构提交个案试点书面申请以及商务主管部门的批准文件或批准证书；
- （二） 中国人民银行副省级城市中心支行以上分支机构受理境内结算银行的业务申请后，经审核同意的，上报中国人民银行总行；
- （三） 中国人民银行总行将召开人民币跨境投融资业务个案试点审议会议，对个案试点项目进行集中审议；
- （四） 对予以同意的个案申请，中国人民银行总行将批复中国人民银行副省级城市中心支行以上分支机构，然后由中国人民银行副省级城市中心支行以上分支机构向境内结算银行出具人民币跨境投融资业务备案通知书；
- （五） 境内结算银行凭备案通知书为外国投资者或境内外商投资企业开立人民币银行结算账户并办理有关人民币资金的跨境结算；
- （六） 境内结算银行必须严格按照中国人民银行总行的批复，监督并记录人民币资金在境内的使用，确保其在经批准的经营范围内使用。

请中国人民银行上海总部，天津、沈阳、南京、济南、武汉、广州、成都分行，总行营业管理部、重庆营业管理部，呼和浩特、长春、哈尔滨、杭州、福州、南宁、海口、昆明、拉萨、乌鲁木齐中心支行，大连市、青岛市、宁波市、厦门市、深圳市中心支行将本通知转发至辖区内中国人民银行各分支机构、城市商业银行、外资银行及其他开办跨境人民币业务的银行。

中国人民银行

二〇一一年六月三日

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言:**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持:**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権:**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責:**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。